

地区計画の区域内における行為の届出について

■ 届出について

地区計画が定められている区域内で以下の行為を行う場合は、

当該行為に着手する日の30日前までに「地区計画の届出」が必要です。（都市計画法第58条の2第1項）

- 土地の区画形質の変更
- 建築物の建築
- 工作物の建設
- 建築物等の用途の変更

※届出が不要となる場合もあります。上記行為の詳細や届出の要否については、地区計画の届出フローや小樽市ホームページ（以下の2次元バーコードよりアクセス可）をご確認ください。

※届出後に設計や施工方法を変更する場合、当該変更に係る行為に着手する日の30日前までに変更届出書の提出が必要です。

■ 届出に必要な書類

以下の書類を**2部（正本・副本）**

- ・地区計画の区域内における行為の届出書
- ・添付が必要な設計図書

行為の種類	図面	縮尺	備考
土地の区画形質の変更	現況平面図	1/1000 以上	当該行為を行う土地の区域及び当該区域周辺の公共施設を表示する図面
	設計図	1/100 以上	計画平面図等、当該行為の施工方法を明らかにする図面
建築物の建築 工作物の建設 建築物等の用途の変更	配置図	1/100 以上	敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面
	平面図	1/50 以上	各階平面図（建築物である場合に限る。）
	立面図	1/50 以上	2面以上の建築物又は工作物の立面図

※その他必要に応じて参考となる書類の提出をお願いすることがあります。

■ 届出書の様式

小樽市ホームページ（以下の2次元バーコードよりアクセス可）からダウンロードできます。



〈小樽市ホームページ〉 → 〈くらし・手続き〉 → 〈生活・インフラ〉 →
〈都市計画〉 → 〈都市計画 各種届出・申請・証明〉 → 〈地区計画の区域内
における行為の届出〉 → 〈届出書の様式等〉

■ 届出先

〒047-0024 小樽市花園5丁目10番1号

小樽市建設部庁舎2F 都市計画課 都市計画グループ（土地利用担当）

TEL：0134-32-4111（内線7331）

MAIL：tosikei@city.otaru.lg.jp

■ 受理通知書の交付及び副本の返却

窓口にて届出書を受理してから1～2週間程度要します。